

保育士修学資金貸付制度の生活費加算額について

保育士を目指す生活保護を受給されている方などの養成施設進学を応援します！
生活保護を受けている方は、次のとおり加算があります。

1 目的

生活保護を受けている方が保育士養成施設への進学を希望する場合に、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸付することにより、生活の安定に資する資格の取得を支援しようとするものです。

2 対象者（以下の全ての条件に該当する方が加算の対象となります。）

- ア 平成31年4月に保育士養成施設に在学する方
- イ 保育士養成施設を卒業後、長野県内の保育施設等で、児童の保護等の業務に従事する意思のある方
- ウ 貸付申請時もしくは入学時に生活保護を受けている方など（ただし、保育士養成施設への進学後は生活保護の適用がないことが前提です。）

3 貸付の概要

①貸付額：	学費相当	年額60万円以内
	入学準備金（入学時の初回のみ）	20万円以内
	就職準備金（最終回のみ）	20万円以内
	生活費加算（上記2のウに該当する方のみ）	月額生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額以内 ※

※ 居住地及び年齢により異なります（例）長野市在住18歳の場合 年額412,920円以内

②利子： 無利子

4 貸付決定方法

- 貸付申請は養成学校を経由して、長野県社会福祉事業団が受付します。申込後は、審査を行い、貸付の可否を決定します。
- 貸付審査での可否を決定するため、担当の福祉事務所から意見を伺います。

5 返還免除（以下の全ての条件に該当する方が対象となります。）

- 保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録すること。
- 保育士として登録後、県内に所在する厚生労働省が定める保育施設等で児童の保護等の業務に従事し、かつ、継続して5年間従事すること。

※ 注意！ 上記を満たさなかった場合には、貸付金を返還していただきます。

6 その他の留意事項

- 貸付を受けるためには、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。また、申請者が未成年者である場合には、あわせて法定代理人の同意が必要です。
- 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。この制度を活用し指定養成施設に進学することを希望する場合は、あらかじめ担当の福祉事務所のケースワーカーにご相談下さい。
- 貸付申請に必要な書類や要件等、具体的な取扱いは長野県社会福祉事業団にお問い合わせください。